認定地域クラブ活動団体の皆さまへ

認定地域クラブ通信 NO.2

令和８年10月 発行
赤穂市教育委員会
部活動地域展開事務局
TEL: 0791-43-6860
FAX: 0791-43-6895
E-mail: kyosidou@city.ako.lg.jp

7月から部活動地域展開が本格的にスタートしました。地域の皆さまの温かいご協力のもと、こどもたちは専門的な技術を学び、新たな仲間と新しい環境で生き生きと活動に励んでいます。引き続き、こどもたちが安全に楽しく活動を続けられるよう、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

★認定地域クラブの代表者・指導者研修会を開催しました！

7月24日(金)に認定地域クラブの代表者・指導者を対象に研修会を下記のとおり開催しました。

①テーマ:「スポーツにおける安全管理について」　講師：関西福祉大学社会福祉学部　熊野 陽人 教授

②テーマ:「指導者としての心得～生徒指導の基礎知識～」　講師：赤穂市青少年育成センター

③認定地域クラブ間の意見交換

受講された皆さまから研修の感想をいただいています。主な内容は以下のとおりです。

研修会より

・指導者としてこどもたちに指導をする前に知って学んでいないといけない事が、たくさんあることが知れてよかった。今後、仕事をしながら認定地域クラブの代表として責任を取る所も大きな課題になるのだと思うように感じた。



・指導者として当然と思っていることを当然とせず、普段スポーツにかかわっていない人の目線で物事を考え、リスクマネジメントをする必要があると感じた。

・指導者が安全管理についての知識と未然防止の意識をいかに高く持つかによって、リスクが変ってくることを再確認できた。

・設備面だけでなく、プレー中の安全管理に気を配る必要がある(コーチも選手も)と痛感した。どんなインシデントがあるかを常に考え、ヒヤリハットがおこらないようにしたい。(予見義務)

意見交換会より

・試合に参加することによって、練習の成果を実感させたい。試合に出場し、みんなで競技の楽しさを共有するために、人数をそろえたい。



・「こどもたちは何人来ているか」や、参加費について、保護者との連絡方法、保護者会（説明会）の有無など、意見を出し合った。

・送迎、月謝が親の負担だと保護者から聞く。

・武道というだけで、敬遠されがちで、なかなか初心者が入部するには、ハードルが高く、人数確保が課題になっていることが共有できた。

★認定地域クラブ活動指導者人材バンクの運用を開始します！



赤穂市では、認定地域クラブ活動の継続及び推進を図るため、スポーツや文化活動などを安全に指導できる担い手を確保し登録する「赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク」を設置しました。専門的な技術指導はもちろん、「指導者になりたいけど、どこに相談したらいいのか分からない。」など、これから指導者をめざす方が地域にいらっしゃいましたら、指導者人材バンクへのご登録を紹介していただきますようお願いします。

申請受付開始：　令和8年10月1日(木)から随時受付　※受付時間 8:30～17:00
提　出　書　類：　赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書兼誓約書
※赤穂市ホームページの「赤穂市認定地域クラブ活動指導者人材バンクについて」からダウンロードをしてください。
提　出　方　法：　赤穂市教育委員会学校教育課に直接ご持参ください。

詳しくはホームページをご覧ください↓

★こども性暴力防止法がスタートします！

こどもたちを性暴力からまもる「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が令和8年12月25日からスタートします。

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、従事者によるこどもへの性暴力の防止に努め、仮に性暴力が行われた場合にはこどもを適切に保護することが、すべての教育・保育等の提供事業者（こども家庭庁から認定事業者マークを受けていない事業者を含む。）の責務とされており、対象事業者には認定地域クラブも含まれています。今後、部活動地域展開運営委員会での「こども性暴力防止法」に関する研修会の開催を検討していますので、その際には必ず参加ください。

【「性暴力」とは】
・犯罪に該当するものだけでなく、こどもを不快にさせる性的な行動なども含まれます。
・性暴力の例：不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 など

【性暴力につながる可能性のある「不適切な行為」とは】
・性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為のことです。
・不適切な行為の例
①こどもとSNS上で私的なやりとりをする。
②私的な端末で、こどもの写真を業務外の目的で撮影する。
③こどもと二人きりで私的に会う。
④不必要な身体接触。
⑤特定のこどもばかり理由なく担当しようとする。など



こまもろう
©こども家庭庁

★赤穂市認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書の提出について



現在、認定地域クラブ活動として認定を受けている期間は、令和9年3月31日までです。申請書兼誓約書等の様式は、赤穂市ホームページの「部活動地域展開について」からダウンロードや印刷をすることができます。余裕をもって、作成をお願いします。